平成２８年（フ）第２１４３号
横浜市戸塚区下倉田町673番地17　エクセルハイムＢ棟202号
破産者　舘田淳一郎
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２２１号
横浜市都筑区北山田７丁目６番10号　テラスパーティルＤ
破産者　服部　達也
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４２号
神奈川県横須賀市久里浜２丁目26番11号
破産者　須澤　拓也
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第６９号
神奈川県逗子市久木８丁目１番39号
破産者　金森　良子
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第４１５号
相模原市中央区上溝3943番地３　ドリームハウス202号室
破産者　牧野　嘉次
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１０９号
新潟県柏崎市西本町３丁目12番６号
破産者　小林　　誠
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
石川県加賀市橋立町ウ215番地
破産者　小泉　克徳
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第２５８号
福岡県福岡市東区下原４－７－５　レオパレスオリンピア103、開始決定時の住所福岡県福岡市東区和白３－５－10－202　レオパレス和白駅前
破産者　福み味こと　二木　亮二
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第８９０号
京都市左京区川端通仁王門下る新丸太町78番地３　加も川寿　２階200号室、前住所京都市東山区新橋通大和大路東入２丁目橋本町398番地３　祇園神聖ビル１Ｆ
破産者　祇をん　つく田こと　佃　喜美男
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６号
兵庫県小野市下来住町1441番地
破産者　前田　清孝
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第３６号
兵庫県小野市粟生町1505番地の467
破産者　前田　伸吾
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第３７号
兵庫県小野市粟生町1505番地の467
破産者　山本　真紀（旧姓前田）
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第１７９号
岡山県倉敷市水島北亀島町８番７号　市営亀島団地３号
破産者　浅津　幸一
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
福岡県行橋市大字寺畔270番地１
破産者　宮木美保子
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
長崎県大村市植松３丁目645番地14、旧住所長崎県大村市平町1204番地３
破産者　御手洗　仁
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
長崎県大村市植松３丁目645番地14、旧住所長崎県大村市平町1204番地３
破産者　御手洗朝子
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第５２号
長崎県大村市富の原２－599－４　メゾンドソレイユ壱番館105号室、住民票上の住所大阪府東大阪市西堤楠町３丁目３番14号
破産者　山田　和義
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
長崎県大村市徳泉川内町850番地１　さくらハイツ14号、旧住所長崎県諫早市小長井町牧256番地３
破産者　川内　道夫
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係